

# 令和元（2019）年度 幼児教育・保育の無償化 について

多 摩 市

令和元年 10 月 1 日から

3 歳から 5 歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

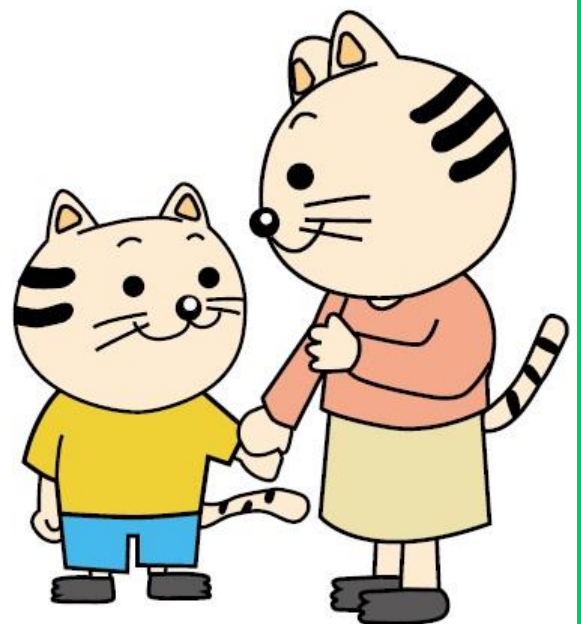
無償化とは：1～2ページ

認可保育所等・認定こども園（2・3号）：3～5ページ

新制度幼稚園・認定こども園（1号）：6～8ページ

未移行幼稚園：9～11ページ

認可外保育所など：12～17ページ







## (1) 幼児教育・保育の無償化ってなに？

子育て世帯を応援し、社会保障を全世帯型へ抜本的に変えるため、幼児教育・保育無償化を一気に加速すること、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育及び保育の重要性や、幼児教育・保育に係る家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策の観点から取り組むものです。

## (2) どのように何が変わるの？

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3～5歳の子どもたちで、支給認定を受けている児童、または新たな施設等給付認定を受けることで児童の利用料の負担が、軽減されます。

クラス年齢、保育の必要性の有無や利用する施設によって、保育料の無償化対象金額など大きく変わります。これらの無償化サービスを「支給認定」や「施設等利用給付認定」を新たに受けていただく必要があります。

※支給認定とは、子ども・子育て新制度へ移行する幼稚園や保育園、認定こども園、地域型保育事業を利用する場合に受けていただく手続きで、必要に応じた保育・教育サービスを提供していくために保育の必要性や必要量を判定するものです。また、10月から「支給認定」の名称が「教育・保育給付認定」に変わります。

※施設等利用給付認定とは、「子育てのための施設等利用給付」を受けるために必要な認定です。

## (3) どんな施設が対象なの？

認可保育所等・認定こども園・新制度幼稚園（預かり保育含む）・未移行幼稚園（預かり保育含む）・就学前の障害児の発達支援・企業主導型保育所・認可外保育所（各都道府県に届出を行い指導監督基準を満たしている認可外保育所）・一時保育・定期利用保育・病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）が対象の施設です。

※施設によっては上限額があり、利用料が全て無償になるわけではありません。また、給食費等の徴収もあります。

## (4) どんな人が対象なの？

「支給認定」または「施設等利用給付認定」を受けている以下の子ども

- ① 3～5歳の全ての子ども
- ② 0～2歳の住民税非課税世帯の子ども

なお、「支給認定」または「施設等利用給付認定」を受けていないと対象になりません。

## (5) どんな手続きが必要？

「支給認定」を受けていない、または、受けているが有効期限が切れている場合につきましては、「施設等利用給付認定」を受けるために「多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書」を施設経由、または、市役所に直接提出していただく必要があります。

また、「施設等利用給付認定」を受け、令和元年10月以降対象施設を利用した場合、施設によっては「対象施設を利用した旨のわかる書類」と請求書を市役所に提出し、無償化に伴う給付金額を受給する旨の手続きをする必要があります。

※施設によって手続きが異なりますので、子どもが通っている・利用している施設別のページにてご確認ください。

## (6) 多摩市が行うこと

多摩市では、「多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書」を保護者から受け取り、子どもごとに「施設等利用給付認定」を行い、認定証を送付いたします。

無償化対象給付金額を、施設経由または保護者の方の口座にお支払いいたします。

## (7) 手続きの流れ



認定

支給認定または施設等利用給付認定を受ける必要があるため、支給認定申請書、または、多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書を提出し、市から認定を受けてください。

※認定証の発行には、提出してから原則 30 日以内に発行します。

※施設によって、提出する認定申請書の種類が変わります。ご注意ください。



施設を利用

認定を受け、無償化対象施設を利用した場合、施設によっては領収書や施設を利用した旨のわかる書類の提出が必要になります。

施設に証明をお願いし、大切に保管してください。

無償化対象分の給付金額を受けるには、2パターンあります。

※施設によって、①と②が変わります。ご注意ください。

① 償還払い

利用料満額を施設へ払い、施設に領収書や施設を利用した旨のわかる書類を証明してもらいます。証明してもらった書類と請求書を市役所に提出していただき、無償化対象給付金額を受ける旨の手続きをします。

② 現物給付

利用料と無償化対象の給付金額を差し引きます。差額があり実費負担がある場合は、保護者から施設に支払います。

入金

請求書や添付書類に不備や不足等なければ、支払い指定日に口座に入金をします。ご指定いただきました口座をご確認ください。

### ■ 注意事項 ■

- ① 支給認定、または、施設等利用給付認定を受けていないと無償化の対象にはなりません。
- ② 領収書や施設を利用した旨のわかる書類を紛失等し、再発行できない場合については無償化の対象にはなりません。
- ③ 償還払いについては、保護者の方から市へ請求されないと、無償化の給付対象金額を入金することができません。
- ④ 利用している施設によって、手続きが異なります。ご注意ください。

## 認可保育所等・認定こども園（2・3号）に在籍している児童

### 認可保育所等・認定こども園（2・3号）に在籍している

※認定こども園（1号）に在籍している方は「新制度幼稚園・認定こども園（1号）」をご確認ください。

いいえ

現在、在籍している施設のページをご確認ください。

- 新制度幼稚園（錦秋・富士ヶ丘・せいとく）、認定こども園1号（おだ・みゆき・大谷）の方は「新制度幼稚園・認定こども園（1号）6ページ～」
- 未移行幼稚園（諏訪・緑ヶ丘・すみれ）の方は「未移行幼稚園9ページ～」
- 認証保育所、認可外保育所、一時保育事業、病児保育事業ファミリー・サポート・センター事業を利用されている方は「認可外等保育施設12ページ～」

はい

### 3～5歳児クラスである

いいえ

### 住民税非課税世帯である

はい

#### 幼児教育無償化の対象です。

保育料は無償になりますが、給食費は保護者負担です。

また、子ども・子育て支援事業（ファミリー・サポート・センター事業や病児保育事業など）を利用した場合は、保護者負担となり、無償化の給付を受けることができません。

はい

#### 幼児教育無償化の対象です。

給食費は引き続き、保育料の中に含まれています。

また、他の子ども・子育て支援事業（ファミリー・サポート・センター事業や病児保育事業など）を利用した場合は費用負担が発生します。

いいえ

#### 幼児教育無償化の対象ではありません。

# 認可保育所等・認定こども園（2・3号）

## （1） 無償化給付対象金額について

3歳～5歳児クラスまでの全ての子どもたちの**利用料が無償化**されます。

0歳～2歳児クラスにつきましては、住民税非課税世帯が無償化されます。

※ただし、多摩市では既に0歳～2歳クラスの住民税非課税世帯は保育料が無償化されています。

## （2） 手続きについて

### ■ 在園児について

既に、支給認定を受けているため幼児教育・保育の無償化が始まることによる手続きはありません。

### ■ これから入園を希望されている方

認可保育所等の入所申込と同時に支給認定の申請ができます。そのため、認可保育所等の入所申込を入所希望月の受付期間内に行ってください。

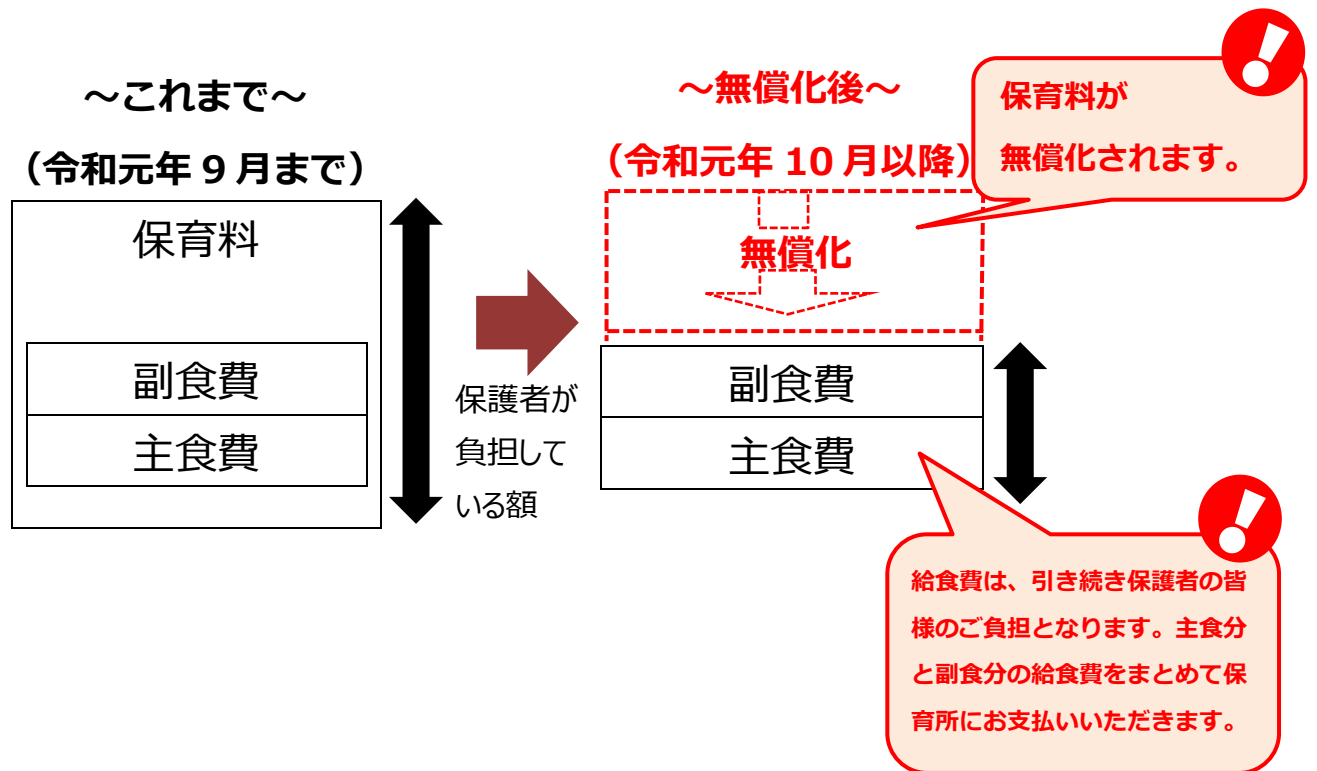
## （3） その他のサービスの利用について

認可保育所・認定こども園（2号）の利用料が無償になるため、無償化対象の施設である別の「子ども・子育て支援施設」（※）を利用しても無償化の対象になりません。利用した場合は、保護者の実費負担となります。

※子ども・子育て支援施設とは、未移行幼稚園、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等を言います。

## (4) 無償化給付対象外の費用について

給食費、通園送迎費、行事費などは、今まで通り、保護者負担になります。



## (5) (仮) 給食費負担軽減補助について

保育料より、給食費の負担が大きくなってしまいう世帯につきましては、(仮) 保育所等給食費負担軽減事業にて市が補助する予定です。

詳細につきましては、決まりましたら公式ホームページ等で周知いたします。



## 新制度幼稚園に在籍している児童

### 新制度幼稚園（錦秋・富士ヶ丘・せいとく） 認定こども園（おだ・みゆき・大谷）に在籍している 1号認定こども

※認定こども園（2号）に在籍している方は「認可保育所等・認定こども園（2・3号）」をご確認ください。

はい

いいえ

現在、在籍している施設のページをご確認ください。

- 認可保育所等・認定こども園（2・3号）の方は  
「認可保育所等・認定こども園（2・3号）3ページ～」
- 未移行幼稚園（諏訪・緑ヶ丘・すみれ）の方は  
「未移行幼稚園9ページ～」
- 認証保育所、認可外保育所、一時保育事業、病児保育事業  
ファミリー・サポート・センター事業を利用されている方は  
「認可外等保育施設12ページ～」

保護者の就労・疾病など保育の必要性により預かり保育を利用している

はい

いいえ

#### 子育てのための 施設等利用給付 2号認定（新・2号認定） の児童です。

保育料は無償化の対象ですが、  
給食費や制服代など実費徴収があります。  
また、預かり保育の料金については  
月額11,300円を上限に  
無償化の給付対象となります。

##### 提出書類

- ・多摩市子育てのための施設等  
利用給付認定申請書  
（子ども・子育て支援法第30条  
の4第2号）
- ・保育の必要性を示す書類  
（保護者全員）

#### 施設型給付・地域型給付費 1号認定の児童です。

保育料は無償化の対象ですが、  
給食費や制服代など実費徴収があります。

また、預かり保育を利用する場合、保育の必  
要性がなければ給付対象にはなりません。

##### 提出書類

- ・支給認定申請書

※既に支給認定証1号をお持ちの方は、  
提出書類はありません。

# 新制度幼稚園・認定こども園（1号）

## （1） 無償化対象給付金額について

3歳～5歳児クラスまでの全ての子どもたちの**利用料が無償化**されます。

## （2） 手続きについて

### ■ 在園児について

#### ① 預かり保育を利用しない方（教育時間のみ）

「施設型給付費・地域型給付費等 支給認定1号」を既に受けているため、手続きはありません。

#### ② 保育の必要性があり、預かり保育を利用する方（教育時間+預かり保育）

預かり保育の利用料も無償化の対象となるため、施設等利用給付認定2号を受ける必要があります。「多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書（子ども・子育て支援法第30条の4第2号・第3号）」と「保育の必要性を示す書類（保護者全員）」を市役所へ提出してください。

### ■これから入園を希望されている方

**入園が決まり次第、以下のお手続きが必要になります。**

#### ③ 預かり保育を利用しない方（教育時間のみ）

「施設型給付費・地域型給付費等 支給認定1号」を受ける必要があります。支給認定申請書を市役所へ提出してください。

#### ④ 保育の必要性があり、預かり保育を利用する方（教育時間+預かり保育）

教育時間と預かり保育の利用料が無償化の対象となるため、「施設型給付費・地域型給付費等 支給認定1号」と「施設等利用給付認定2号」を受ける必要があります。「多摩市子どものための教育・保育給付認定書（法第19条の第1項第1号）兼子育てのための施設等利用給付認定申請書（子ども・子育て支援法第30条の4第2号・第3号）」と「保育の必要性を示す書類（保護者全員）」を市役所へ提出してください。

### (3) その他のサービスの利用について

幼稚園で実施している預かり保育を利用する子どもについて、「**保育の必要性**」(※)がある場合は、**無償化の対象**になります。

預かり保育は**月額11,300円を上限**に無償化の給付対象となります。**11,300円**以上利用された場合は、上限額を超えた額は、実費負担になります。

また、預かり保育の利用定員や利用状況等については各園によって異なります。ご注意ください。

※保育の必要性とは、保護者が仕事・病気等の理由により「**家庭で就学前の子どもの保育が困難な状態**」を指します。

### (4) 無償化給付対象外の費用について

給食費、通園送迎費、行事費等は、今まで通り、保護者負担です。

### (5) 無償化の給付対象金額の支給について

教育時間の給付対象金額については、利用料が無償となるため毎月の利用料の支払いはありません。

預かり保育が無償化給付対象者につきましては、P2 (7) 手続きの流れ①償還払い②現物給付のどちらか、施設が決めた方法での支給となります。利用する施設に、ご確認ください。

#### ① 償還払い

利用料満額を施設へ支払い、施設に領収書や利用した旨わかる書類を発行してもらうよう保護者の方が依頼をします。証明してもらった書類と請求書を保護者の方が市役所へ提出し、無償化対象金額を受給する手続きをします。

#### ② 現物給付

利用料と無償化給付対象金額を差し引き、差額がある場合は保護者から施設に差額分を支払います。

(例：【利用料 20,000円】-【給付対象金額11,300円】=8,700円を支払う。)

# 未移行幼稚園に在籍している児童

## 未移行幼稚園（諏訪・緑ヶ丘・すみれ）に在籍している

※新制度幼稚園（錦秋・富士ヶ丘・せいとく）、認定こども園1号（おだ・みゆき・大谷）に在籍している方は「新制度幼稚園・認定こども園（1号）」をご確認ください。

はい

いいえ

現在、在籍している施設のページをご確認ください。

- 認可保育所等・認定こども園（2・3号）の方は「認可保育所等・認定こども園（2・3号）3ページ～」
- 新制度幼稚園（錦秋・富士ヶ丘・せいとく）認定こども園1号（おだ・みゆき・大谷）の方は「新制度幼稚園・認定こども園（1号）6ページ～」
- 認証保育所、認可外保育所、一時保育事業、病児保育事業ファミリー・サポート・センター事業を利用されている方は「認可外等保育施設12ページ～」

保護者の就労・疾病など保育の必要性により預かり保育を利用している

はい

いいえ

### 子育てのための施設等 利用給付2号認定 （新・2号認定）児童です。

保育料は月額25,700円を上限に無償化の給付対象ですが、給食費や制服代など実費徴収があります。また、預かり保育の料金については月額11,300円を上限に無償化の給付対象となります。

#### 提出書類

#### ・多摩市子育てのための施設等 利用給付認定申請書

（子ども・子育て支援法第30条の4第2号）

#### ・保育の必要性を示す書類 （保護者全員）

※認可保育所等を一度申請し、有効期限が切れていない支給認定2・3号をお持ちの方は、提出書類はありません。

### 子育てのための施設等 利用給付1号認定 （新・1号認定）児童です。

保育料は月額25,700円を上限に無償化の給付対象ですが、給食費や制服代など実費徴収があります。また、預かり保育を利用する場合、保育の必要性がなければ給付対象にはなりません。

#### 提出書類

#### ・多摩市子育てのための施設等 利用給付認定申請書

（子ども・子育て支援法第30条の4第1号）